

社会福祉法人一れつ会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 一れつ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員）報酬、賞与及び退職手当
 - (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤職員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、この法人の職員給与規程第10条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、この法人の旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する
- (3) 実施場所より片道30kmを超えて法人の会議等（理事会、評議員会を除く）に出席する場合に、定額3,000円の交通費、または、公共交通機関（鉄道（特急券を除く）、バス）を利用する場合は、実費金額を支給する。但し、理事会の認める場合はその限りではない。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日 支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(2) 賞与 毎月7月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等が理事会・評議員会・監事監査に出席した場合の報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。それ以外の会議等に出席した場合の報酬は月末締め翌月10日に支給する。支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会で審議し、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月20日から施行する。

1. 令和 元年 6月19日 一部改正。
2. 令和 元年12月25日 一部改正。令和 元年 6月 1日より適用する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額 585,000円	
理事	月額 388,000円	1日6時間以上の勤務の場合
	月額 280,000円	1日4時間以上6時間未満の勤務の場合

* 上記別表第1の理事の報酬については週5日間業務に準ずる場合の報酬とする。

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額 × 2.4か月分
12月の賞与	報酬月額 × 2.6か月分

* 但し、乗する率は職員の給与の支給方法に準じる。

別表第3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在職年数

* 上記在職年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,800円 業務に要した時間を乗する。

* 法人及び施設業務のための出勤における日額については、時給単価に業務に要した時間を乗する。但し30分を超える場合の算定は、時給額の半額を支給する。30分未満の時間については切り捨てる。

(2) 理 事

区 分	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,800円 業務に要した時間を乗する。

* 法人及び施設業務のための出勤における日額については、時給単価に業務に要した時間を乗する。但し30分を超える場合の算定は、時給額の半額を支給する。

30分未満の時間については切り捨てる。

*非常勤の理事長の場合には、評議員会、理事会等の会議への出席及び監事監査等の立ち合いについては、日額10,000円の支給とする。又法人及び施設業務のための出勤等については時給2,500円とする。

(3) 監 事

区 分	日 額
監事監査等への出席	20,000円
理事会・評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 1,800円 業務に要した時間を乗 する。

*法人及び施設業務のための出勤における日額については、時給単価に業務に要した時間を乗する。但し30分を超える場合の算定は、時給額の半額を支給する。30分未満の時間については切り捨てる。

別表第5（職員給与との併給）

当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬として役職ごとの役員報酬額を下記の表の通り支給する。また、下記の支給を受けている役員は、別表第1から別表第4は対象外とする。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 20,000円
理 事	月額 10,000円

*当法人職員を兼ね、非常勤職員の場合の支給は、施設職員業務又は業務時間以外で、業務に従事した場合には、別表第4の非常勤理事等の表を適用する。